

内部統制基本方針

当社は、グループ経営理念「お客さまの『かけがえのない時間（とき）』と『ゆたかなくらし』の実現に貢献します」を具現化させるために、法令・定款・社内規則を遵守することに加えて、社会的な良識を持ちながら、健全な企業活動を営んでいくことが絶対条件であると捉えることにより、会社法および会社法施行規則に基づく内部統制基本方針を次のとおり定めるものとします。

① 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

<コンプライアンス体制>

（会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項第4号および第5号ハ）

- 1) コンプライアンスの徹底を図るため、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、法令遵守体制、職場風土改善など、コンプライアンス上の重要な問題を審議します。
- 2) 全社的なコンプライアンスへの取り組みを横断的に推進・管理するとともに、内部統制委員会を円滑に運営するために、コンプライアンス担当の部署を設置します。
- 3) コンプライアンスマニュアルを作成し、当社および子会社の業務に従事する全員に対して配布するとともに、必要なコンプライアンス研修を定期的を実施するものとします。また、関連する法令の改正・改廃や社会情勢の変化に応じて、随時研修を実施します。
- 4) 公益通報者保護法に対応すべく内部通報制度としてコンプライアンス・ホットラインを設置し、周知徹底を行うことにより、当社および子会社のコンプライアンス上の問題に関する情報の確保ならびに迅速な問題の解決・再発防止を図るものとします。
- 5) 内部監査に関して、社長直轄の内部監査部門が、法令・定款・社内規則への適合や効率的な職務執行の観点から、当社各部門および子会社の監査を定期的を実施します。
- 6) 当社取締役が、子会社の取締役として取締役会に出席することにより、当該会社のコンプライアンスに関する重要事項について統制を行います。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

<会社の情報の保存および管理に関する体制>

（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- 1) 取締役の職務執行に係る重要文書および情報の保存・管理については、社内規則に従い適正に行うとともに、取締役または監査役から閲覧の要請がなされた場合には、速やかに対応するものとします。また、必要に応じて社内規則の改正を行うものとします。
- 2) 情報の不正使用及び漏洩の防止を徹底すべく、個人情報の取扱いについては「プライバシーポリシー」を、情報セキュリティについては「セキュリティポリシー」を各々定め、当社の業務に従事する全員に対して情報管理のための教育、指導を徹底するとともに、高度情報処理のためのIT設備などの面からも情報の漏洩防止のためのシステムを確立します。なお、以上の体制につきましては、外部機関による定期的なセキュリティ監査を実施することにより、効果的な情報セキュリティ施策を推進します。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

<リスクマネジメント体制>

（会社法施行規則第100条第1項第2号及び第5号ロ）

- 1) 内部統制委員会を設置し、全社的なリスクの洗い出し、リスクの未然防止策など危機管理上の重要な問題を審議するものとします。
- 2) 当社のリスクのカテゴリ毎の責任部門、リスク発生時および事後対応を定めた危機管理マニュアルを作成するとともに、今後もリスク管理体制の一層の充実を図るものとします。
- 3) 当社取締役が、子会社の取締役として取締役会に出席することにより、当該会社のリスクマネジメントに関する重要事項について統制を行います。

④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

<取締役の職務執行や経営管理に関する体制>

(会社法施行規則第100条第1項第3号及び第5号ハ)

- 1) 全社的な目標を明確化するために中期経営計画を策定するとともに、当社における重要な業務の基本方針・執行方針および経営全般にわたる重要事項を常勤役員会議および取締役会で審議し、合理的かつ効率的な経営の意思決定を行います。また、職制・業務分掌・職務権限規則を定めることによって、取締役の適正な経営活動ならびに職務の執行の効率的な推進を図るものとします。
- 2) 当社における子会社の担当部署は、子会社に対し、事業運営の審査、指導を行う中で、事業遂行を効率化するための適切な支援を行うとともに、役員連絡会を開催し、子会社の経営状況に関する重要事項に関し、情報共有を行うものとします。また、子会社の取締役における職務執行を支援すべく、当該部署においては、今後も、随時、子会社との協議を行い、協力体制を強化してまいります。
- 3) 当社取締役が、子会社の取締役として取締役会に出席することにより、当該会社の業務執行に関する重要事項について統制を行います。
- 4) 当社監査役が、子会社の監査役として取締役会に出席することにより、当該会社の決算等の重要案件について監査を行います。

⑤ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

<親会社・子会社グループ間で横断的に取り組む体制>

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- 1) 親会社の経営理念や親会社を中心とするグループ事業ビジョンを踏まえた中期経営計画ならびに業務執行状況、そして決算をはじめとする財務状況を親会社に対して報告いたします。また、グループ会社社長会などによってグループ内における情報収集の一層の充実を図ります。
- 2) コンプライアンスに関して、グループ共通の基本方針である「共通行動基準」、「事業別行動基準」に基づいてコンプライアンスマニュアルを策定することによって、グループ全体の業務の適正を確保する体制を取るものとします。
- 3) 小田急グループ・リスクマネジメント連絡会等によりグループ全体のコンプライアンス体制との整合性を図り、併せてグループ内のコンプライアンス経営に関する情報の共有化やコンプライアンス教育に関する具体的施策の検討を行います。
- 4) 子会社に対して、当社と同様のコンプライアンスマニュアルの配布や研修を実施すること等によって子会社のコンプライアンス体制の統制を図ります。
- 5) 当社における子会社の担当部署を設置し、当該会社の事業運営の審査、指導を行います。また、当社における子会社の担当部署は、子会社との間で、定期的に、相互の役員連絡会を開催するとともに、子会社の経営状況に関する重要事項について、速やかに当社へ報告する体制を構築します。
- 6) 当社取締役が、子会社の取締役として取締役会に出席することにより、当該会社の

業務執行に関する重要事項について統制を行います。

- 7) 当社監査役が、子会社の監査役として取締役会に出席することにより、当該会社の決算等の重要案件について監査を行います。
- 8) 内部監査に関して、社長直轄の内部監査部門が、法令・定款・社内規則への適合や効率的な職務執行の観点から、当社各部門および子会社の監査を定期的の実施するものとします。
- 9) 金融商品取引法に基づく財務報告に関する内部統制を含め、子会社を含めた全社的な内部統制システムの構築を図るものとします。

⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

<監査役による実効的な監査体制>

(会社法施行規則第100条第3項第1号乃至第7号)

- 1) 当社監査役の監査業務は、必要に応じて総務関係部門が補助するものとします。
- 2) 前項において監査役の監査業務を補助する者は、当該業務において取締役の指示命令を受けないことによって、取締役からの独立性を保持するものとします。
- 3) 重要な会議への出席や稟議書の閲覧などによって、監査役が当社の重要案件について監査できる体制を整備するものとします。
- 4) 当社取締役および使用人、または当社の子会社の取締役および使用人は、重要事項に関する情報について、必要に応じて監査役に報告を行うものとします。
- 5) 前項における報告者に対して、不利益な取り扱いを行うことを禁止します。
- 6) 会計監査人が監査役にその監査計画および監査実施状況の報告等を定期的に行うほか、内部監査部門も内部監査結果を定期的に監査役に報告するなど、監査役、内部監査部門および会計監査人の3者の連携強化が図られる体制の確保に努めます。
- 7) 当社監査役の監査業務にかかる諸費用については、監査の実効を担保するべく会社が負担するものとします。
- 8) 常勤の監査役は、グループの監査役連絡会に出席することにより、監査に必要な情報収集の充実を図ります。

以 上